第４回長崎地方最低賃金審議会議事録

（令和８年９月 15 日　午前 10 時 00 分～午前 10 時 36 分）　　本審４

１．開会 三浦会長代理	定刻となりましたので、ただいまより「令和８年度第４回長崎地方最低賃金審議会」を開催いたします。 会長代理の三浦でございます。 本日は急遽、深浦会長が業務の都合により欠席となりましたので、私の方で進行をさせていただきます。 委員の皆様におかれましては、ご多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 初めに委員の出欠状況につきまして事務局から報告をお願いします。
江上補佐	現在、委員総数 15 名のうち、13 名の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項の規定に基づき、審議会開催に必要な定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。
２．会長挨拶 三浦会長代理	ありがとうございました。 さて本日は、８月 28 日付の「長崎県最低賃金の改正に係る答申」に関しまして、「長崎県労働組合総連合」をはじめ、ほか５つの労働団体から異議申出書の提出がございましたので、この取扱いに関する審議を行い、結論を得て答申するまでを予定しておりますので、円滑な議事進行に、ご協力をよろしくお願いいたします。 なお、当初の議題としましては、長崎県特定最低賃金改正の必要性の有無について、運営小委員会から報告を受け、答申を行う予定としておりましたが、昨日行われました第２回運営小委員会において継続審議となりましたので、本日、答申を行うことはできません。 本日の審議は異議申出についての審議のみとなりますので、よろしくお願いいたします。
３．議題 （１）最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について	

三浦会長代理	それでは、早速議事に入ります。 最初の議題、「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」でございますが、事務局から異議申出の内容等について、説明をお願いします。
木場室長	まず、全国の地域別最低賃金額改定の答申状況につきまして、令和８年９月３日に、厚生労働省からプレスリリースされておりますので、参考までにご紹介いたします。 資料番号１の１ページをご覧ください。 この資料は、全国の地域別最低賃金額改定の答申状況について、まとめられた資料となっております。 答申のポイントは、プレスリリースに記載されているとおりで、47 都道府県で、54 円から 65 円の引上げ、引上げ額が 65 円は１県、64 円は１県、63 円は２県、62 円は２県、61 円は４県、60 円は４県、59 円は５県、58 円は４府県、57 円は７県、56 円は 11 道県、55 円は３県、54 円は３都府県です。 改定額の全国加重平均額は 1,177 円で、昨年度 1,121 円です。 全国加重平均額 56 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で２番目の高さとなります。 最高額 1,280 円に対する最低額 1,085 円の比率は 84.8％、昨年度は 83.4％。 なお、この比率は 12 年連続の改善となります。 次の２ページには、各都道府県における答申状況について記載されております。 全国の地域別最低賃金額改定の答申状況については、以上となります。 次に、異議の申出についてですが、長崎県最低賃金の改正につきましては、８月 28 日に「56 円引上げて、１時間 1,087 円とする。」との答申をいただき、これに対する異議申出の公示を、９月 14 日まで行ったところ、「長崎県労働組合総連合」、「生活協同組合ララコープ労働組合」、「郵政ユニオン長崎中央郵便局支部」、「長崎県高等学校教職員組合」、連名となりますが、「長崎県医療労働組合連合会及び長崎県民主医療機関連合会労働組合」「建交労長崎県本部」から長崎労働局長あて、「異議申出書」が提出されております。 お配りしております資料番号２の「異議申出書」をご覧ください。 それでは、異議申出の内容につきまして、説明いたします。 まず、「長崎県労働組合総連合」からの異議の内容につきましては、「最低賃金を時間額 1,087 円からさらに大きく引き上げること」、「発効日を

	法定による最短日とすること」というものです。 　次に「生活協同組合ララコープ労働組合」の異議の内容につきましては、「長崎県最低賃金を 1 時間 1,087 円と定めることに不服です。健康で文化的な最低限度の生活ができるよう、更なる引き上げを求めます。」「効力発効の日が令和８年 11 月２日では、引き続き物価上昇する中で生活の改善が遅れます。さらに引き上げられた最低賃金で一日も早い発効を求めます。」というものです。 　次に「郵政ユニオン長崎中央郵便局支部」からの異議の申し出内容につきましては、「最低賃金を時間額 1,087 円からさらに大きく引き上げること。」「発効日を法定による最短日とすること。」というものです。 　次に「長崎県高等学校教職員組合」からの異議の内容につきましては、「最低賃金額は 1,087 円ではなく、宮崎県、鹿児島県と同額以上に引き上げるべきです。」「発効日は 11 月２日ではなく、公示から 30 日後の日とするべきです。」というものです。 　次に「長崎県医療労働組合連合会及び長崎県民主医療機関連合会労働組合」からの異議の内容につきましては、「再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額1700円は必要です。一度に引き上げることができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引上げ額を議論すべきです。」というものです。 　最後に、「建交労長崎県本部」の異議の内容につきましては、「最低賃金を時間額 1,087 円からさらに大きく引き上げること。」「発効日を法定による最短日とすること。」というものです。 　異議申出の内容につきましては、以上でございます。 　異議申出者の資格、異議の内容及び理由につきましては、その要件を具備していると認められるところでございますので、ただ今から、異議申出につきまして、長崎労働局長から諮問をさせていただきたいと存じます。 　会長代理並びに局長は、中央にお願いいたします。 　＜会長代理と局長が中央に移動＞ 　＜局長が諮問文読み上げ＞
髙西局長	最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問） 　標記について、「長崎県労働組合総連合」、「生活協同組合ララコープ労働組合」、「郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部」、「長崎県高等学校教職員組合」、「長崎県医療労働組合連合会及び長崎県民主医療機関

	連合会労働組合」「建交労長崎県本部」から、別添のとおり最低賃金法第11条第２項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求めます。 ＜局長から会長代理へ諮問文を手交＞
木場室長	ただ今、諮問をさせていただきました「諮問文」の写しをお配りしますので、確認をお願いいたします。 なお、諮問文の内容に「別添」との記載がありますが、これは、資料として配付しております「異議申出書」のことですので、割愛させていただいております。 よろしくお願いします。 ＜諮問文の写しを委員及び傍聴人・報道機関に配付する＞
三浦会長代理	カメラによる撮影は、一旦ここまでといたします。 事務局は報道機関の方に説明をお願いします。
江上補佐	申し訳ございませんが、報道のカメラによる撮影は一旦ここまでとさせていただきます。 報道のカメラの方は撮影を中止してください。 撮影が可能となりましたら、改めてご案内させていただきます。
三浦会長代理	ただいま諮問を受けました異議申出書の内容について審議をいたしたいと思います。 長崎県労働組合総連合ほか５つの労働団体からの異議申出について、労使双方からご意見を伺いたいと思います。 まずは、労働者側委員からご意見をお願いします。
津﨑委員	先ほどいただきました異議申出につきまして、申出者の思いとして検討させていただきました。 その上で、労働者側としては、生計費の観点で言えば十分な引上げ額ではなかったものの、計７回の専門部会が開催された中において、公労使による民主主義の根幹である真摯な協議によって導き出された結果であり、最大限尊重しなければならないと考え、審議をさらに引き延ばすことによって発効日の遅れを招きかねない中、最低賃金近傍で働く労働

	者への影響も踏まえ、答申どおりとすることが妥当だと考えております。 なお、申出内容にもあるように、労働者側としても、これまで審議結果を県民に対して納得感のあるメッセージとして発信していくことが必要であると主張してまいりました。 審議会の資料や議事録は、審議会後、適切な時期に公開する必要があると考えておりますので、事務局につきましてはご苦労をおかけしますが、善処いただければと思います。
三浦会長代理	ありがとうございます。 ほかの委員の方はいかがでしょうか。
労働者側委員	＜意見なし＞
三浦会長代理	それでは、使用者側委員からお願いします。
峯下委員	使用者側とすれば、苦慮の末ではありますけれども、全会一致に至った答申の内容でございます。 全会一致となるプロセスには全く問題がございません。 それと、公労使でしっかり審議を尽くした結果でございます。 したがいまして、これ以上の審議は不要と考えております。
三浦会長代理	ありがとうございます。 ほかの委員の方からはございませんか。
使用者側委員	＜意見なし＞
三浦会長代理	よろしいですか。 それでは、ご意見を承りましたのでまとめます。 労働者側からのご意見としては、申出書の内容は検討したものの、思っていたような生計費としては十分ではないけど、慎重に審議した結果であることと、これ以上発効日を遅らせるわけにはいかないことから、今回の８月 28 日付の答申どおりとすることがいいというご意見でした。 また、使用者側からのご意見としては、全会一致となったこと、そのプロセスに瑕疵はないということで、この結果でいいのではないかとい

	うようなご意見だったと思います。 　当審議会としましては、長崎県労働組合総連合ほか５つの労働団体から提出のありました異議申出について、委員の皆様方のご意見から判断いたしますと、８月 28 日付の当審議会の答申は、専門部会及び審議会の場において、最低賃金法に基づき関係者から提出された意見なども考慮しながら、各種指標を参考に、最低賃金法第９条第２項の３要素を総合的に勘案して慎重に審議した結果であるということ。 　また、異議申出の内容についても、これまでの審議の場において真摯に議論が尽くされていること。 　労働者側委員、使用者側委員のご意見を踏まえますと、令和８年８月 28 日付の答申どおりの決定が適当であるということと思料されますが、いかがでしょうか。 　御意義ありませんか。
各委員	＜異議なし＞
三浦会長代理	ありがとうございます。 それでは、当審議会の結論としましては、令和８年８月 28 日付答申どおり決定することが適当であるといたします。 それでは、労働局長に対しまして答申をすることとしますので、事務局は答申の準備をお願いします。 準備ができるまで、しばらくお待ちください。 ここからは、カメラについて再び撮影可能とします。 ＜答申（案）の準備＞
三浦会長代理	答申案の準備ができましたので、事務局は答申案を委員の皆様にお配りください。 ＜答申（案）の写しを委員及び傍聴人・報道機関に配付する＞
三浦会長代理	今お配りしました答申案につきましては、８月 28 日付の長崎県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出について、「令和８年８月 28 日付答申どおり決定することが適当であるとの結論に達したので、その旨を答申する」という内容となっております。

	ご了承いただければ、この内容で本審議会より労働局長に対し答申したいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	＜異議なし＞
三浦会長代理	それでは、この内容で長崎労働局長に対し、答申することといたします。
木場室長	答申を行っていただきますので、会長代理並びに局長は中央にお願いいたします。 ＜会長代理と局長が中央に移動＞ ＜会長代理が答申文読み上げ＞
三浦会長代理	長崎労働局長　髙西盛登殿。 長崎地方最低賃金審議会会長　深浦厚之。 本日、貴職から諮問のありました、８月 28 日付長崎県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する、長崎県労働組合総連合、生活協同組合ララコープ労働組合、郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部、長崎県高等学校教職員組合、長崎県医療労働組合連合会及び長崎県民主医療機関連合会労働組合、建交労長崎県本部からの異議の申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、令和８年８月 28 日付答申どおり決定することが適当であるとの結論に達したので、答申いたします。 ＜会長代理から局長へ答申文を手交＞
三浦会長代理	ありがとうございました。 それでは、長崎県最低賃金の発効までの予定等について、事務局から説明をお願いいたします。
木場室長	長崎県最低賃金の発効までの予定等について、ご説明いたします。 本日、令和８年８月 28 日付答申どおり決定することが適当であるとの答申をいただきましたので、本日の審議会終了後、労働局長による改正

	手続を経て、直ちに厚生労働省本省に対し、長崎県最低賃金に係る官報公示の事務処理を開始するよう依頼します。 　これにより、９月 29 日の官報に公示され、効力発生日については、指定日となる 11 月２日（月）に指定日発効する予定となります。 　当局としましては、９月 29 日の官報掲載を確認した後、最低賃金改正について記者クラブへ資料を配布して広報するとともに、長崎労働局ホームページへの掲載、県内の地方公共団体に対する広報誌への掲載依頼、ポスター・リーフレットの掲示依頼など、積極的な広報活動を順次実施する予定としております。 　説明は以上でございます。
三浦会長代理	本日、長崎県最低賃金の改正に係る当審議会の意見に対する異議申出の内容についてご審議いただき、長崎労働局長に答申いたしましたので、長崎県最低賃金専門部会の任務は終了いたしました。 　したがいまして、第２回本審で議決されたとおり、本日をもって長崎県最低賃金専門部会を廃止することといたします。 　ここで、髙西労働局長からご挨拶があるということですので、よろしくお願いいたします。
髙西局長挨拶	本日は、令和８年の長崎県最低賃金の改正決定に対する異議の申出について答申をいただきました。 　誠にありがとうございます。 　本日の答申を受けまして、長崎県の最低賃金につきましては、11 月２日の指定日発効に向けまして、所要の手続を進めるとともに、その周知徹底を広く行ってまいります。 　また、議論の中でご指摘もいただきましたが、各種助成金制度の周知・活用促進や、適切な価格転嫁、生産性向上に向けた環境整備等につきまして、前回の第３回審議会におきましても申し上げたところでございますが、施策を総動員し、中小・小規模事業者の方々にしっかり寄り添いながら、引き続き全力で取り組んでまいります。 　委員の皆様におかれましても、各界、各方面への助言など、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。 　なお、特定最低賃金につきましては継続審議となりました。 　先日の運営小委員会におきまして事務局から資料でお示ししておりますように、他の都道府県における事例も参考にしていただきながら、労使のイニシアティブを発揮いただきまして、ご議論を賜りますようよろ

	しくお願い申し上げます。 本日は誠にありがとうございました。
三浦会長代理	ありがとうございました。 それでは、他の資料についての説明と、今後の審議会の予定について、事務局よりお願いいたします。
松野基準部長	まず私の方から、資料にあります、「令和８年度長崎地方最低賃金審議会答申における付帯決議について」上申したものについてご説明申し上げます。 ご覧のとおり、去る９月５日に、長崎労働局長より、厚生労働省労働基準局賃金課長経由で厚生労働大臣に上申いたしましたので、ご報告いたします。 上申書の表紙のほか、答申文を添付しておりまして、別紙３において付帯決議の内容を記載しております。 内容は、前回の審議会で説明した内容としております。 なお、厚生労働省労働基準局賃金課長経由といたしましたのは、最低賃金制度の所管課であることのほか、中央省庁の事務方と他省庁の事務方とで連携を図り、対策を講じている点にあります。 付帯決議の内容を見ますと、健康保険制度、年金制度などの社会保障制度や税制など、厚生労働省年金局、保険局のほか、税制につきましては、税制調査会を主管している財務省主税局などが関係します。 そのほか、中小企業支援につきましては経済産業省・中小企業庁、価格転嫁につきましては公正取引委員会など、厚生労働省労働基準局以外の関係省庁の職務権限にまたがるものが多いことから、宛先を内閣の一員であり、閣議決定にも参加する厚生労働大臣といたしまして、事務方として厚生労働省労働基準局賃金課長経由とさせていただいたところであります。
木場室長	審議会の今後の日程につきましてご説明いたします。 本日、第４回の審議会が終わりましたけれども、昨日の第２回運営小委員会におきまして、特定最低賃金の必要性の有無についてご審議いただきましたが、継続審議となっているところです。 当初より、第３回運営小委員会の開催を予定しておりませんでしたので、各委員の皆様の予定を確認の上、10 月中の開催を予定したいと思います。

三浦会長代理	また、運営小委員会終了後に第５回本審を開催し、特定最低賃金の必要性の有無について答申を行う必要がありますので、併せて委員の皆様の日程を調整させていただきたいと思います。 事務局からは以上となります。 委員の皆様から、ご意見などはありませんでしょうか。 先ほど労働者側委員から、議事録について適切な時期に公開してほしいとの要望がありましたので、当局におかれましては、お忙しいとは思いますけど、ご対応をお願いしたいと思います。 ほかにご意見がなければ、以上をもちまして、本日の審議会は終了いたします。 なお、この会議の議事録の確認につきましては、公益委員は私、労働者側委員は津﨑委員を、使用者側委員は峯下委員をそれぞれ指名いたしますので、対応をよろしくお願いいたします。 お疲れ様でした。